



いつも、あなたのそばに。

always by your side



Legal Support Press

2017年

Press

Vol.15

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

特集

ご存知ですか？ 成年後見法学会

新井 誠 理事長にお聞きしました

特別寄稿

日本成年後見法学会と司法書士

臨時
特集

こう変わる！ 高齢者の
運転免許の更新制度
～交通事故をなくすために～



公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート

ご存知ですか？ 成年後見法学会

新井 誠 理事長にお聞きしました



Q 新井先生は日本成年後見法学会の理事長でいらっしゃいますね。学会は平成15年11月に設立されましたが、その目的、設立の経緯をお聞かせください。

A 新しい成年後見制度が成立したときに一番問題となったのは、この制度を支える担い手がいるかどうかということでした。当時の状況は必ずしもそうではなかったのですが、オールジャパンの担い手を作らなければならないと考えました。そして、その中心となるのは学会的な組織がいいだろうけれども、そこには研究者も実務家も入れるようなオープンな形にしたらどうかということで、そのような考えのもとに日本成年後見法学会を設立しました。

Q 設立のときになにかご苦労されたことはありますか。

A とにかく、オールジャパンを心掛けました。不偏不党、つまり、特定の士業や団体に偏ることなく、学界も含めたあらゆる分野の方々を網羅するような組織を作ることには力を入れました。

Q いま、学会では何を目標そうとされているところでしょうか。

A ご存知のように、成年後見制度利用促進法が成立して、成年後見制度は第二段階に入りました。すべての市町村で基本計画に基づいた成年後見の実務を行わなければならない段階になりましたので、それを後押ししようと考えています。

Q その中で、司法書士の役割などをお聞かせください。

A その役割は非常に大きいです。そもそも学会を作る段階で、一番サポートしてくれた団体は司法書士会でした。司法書士会の力がなければ、この学会は設立で

きなかったと思います。その形がずっと維持されてきて、学会の中心は常に司法書士会であったと言ってもよいと思います。それは、第二段階においてもおそらく同じだと思います。それぞれの自治体で実施機関を作るわけですが、ぜひ司法書士に中心になってもらいたい。地域によってやり方は違うと思いますが、一番地域に密着した法律家である司法書士に期待するところは非常に大きいと思います。

Q さきほど、学会はオールジャパンの団体だとおっしゃいましたが、これをまとめているのは大変ですね。

A はい、大変です。弁護士と司法書士の関係だけをとっても、なかなか一筋縄ではいきません。(笑)そこに、社会福祉士の方もいらっしゃいます。これらの士業をまとめるのは非常に大変です。副理事長として弁護士、司法書士、社会福祉士に入りたいので、常にバランスをとりながらうまく運営していくことを心がけています。とりわけ法律と福祉との連携に腐心しています。今後とも学会における福祉関係者の



インタビュー 恒松 史帆
公益社団法人 成年後見センター
リーガルサポート 常任理事

活躍に大いに期待しています。

Q ところで、いま海外の交流にも力を入られていますね。具体的にどのような取り組みをされていますか。

A 新しい成年後見制度ができた当時、日本の成年後見制度は非常に遅れていました。当時の日本と

いえば、成年後見制度は遅れていました。高齢化の状況は世界一でした。それで、成年後見制度をどのように作ろうかという段階から、先進国に学ぼうということでドイツ、カナダ、アメリカの視察を行いました。その時にも中心になったのが司法書士でした。学会ができたあとも、成年後見の実務をどうしていこうかということについても、海外に学ぶべきだということで何度か海外に視察に行きました。さらに、継続的なコンタクトをとって、お互いの情報を交換したり、交流をしています。それは非常によかったのではないかと考えています。ちなみに「実践成年後見」という雑誌がありますが、あのモデルが実はドイツにあります。ドイツ版の

「実践成年後見」があって、それを日本でも創設しようとしてきたのが「実践成年後見」です。昨年の9月にベルリンで成年後見法世界会議がありまして、そのときに、ドイツ版の「実践成年後見」に寄稿したのですが、ドイツの読者には非常に喜んでいただけました。海外の良いところを学ぶ、そして、海外の人は日本の実務を参考にしようとしている、そういう意味で、海外交流の意義は非常に大きいと思っています。

Q いま、成年後見法世界会議のお話が出ましたが、第1回の成年後見法世界会議が2010年に横浜で開催されたのは、どのような経緯だったのでしょうか。

A 日本では2000年4月に新しい成年後見制度がスタートしました。それから10年たった2010年の段階で、制度の利用が非常に低迷していました。海外に比べるとおよそ10分の1程度の利用しかないという状況でした。この状況をどうすべきか、日本の成年後見制度を抜本的に改革すべきではないかという議論があって、そのためには日本で世界会議を開いて、世界中の関係者に来ていただいて、日本の成年後見制度はこうあるべきだというメッセージをまとめたらどうかという趣旨で行いました。そこで出されたメッセージというのが横浜宣言で、それが現在の成年後見制度利用促進法のもとにもなっています。

Q 横浜宣言が第1回成年後見法世界会議の大きな成果であり、いまの成年後見制度利用促進法の成立にもつながっているということですね。

Q A そうです。日本では成年後見制度利用促進法につながったし、世界的にも横浜宣言は非常に注目され、成年後見分野での国際的な文書としてははじめてのもので、横浜宣言を参考にして法律を作った国もあります。そして横浜宣言がベルリンの世界会議でバージョンアップされました。横浜世界会議の精神はいまでも横浜宣言の中で生きているということだと思います。

Q 成年後見制度利用促進法は学会が中心になって政治家に働きかけて成立させたと同様ですが、どのような苦労があったのでしょうか。

A 法律の制定に動きはじめてから5年かかりました。その間、いろんな政治家に会いましたし、いろんな活動をしました。正直言って大変でした。何度もあきらめかけたことがあったのですが、とにかく頑張ってきたと思っています。ここでも、司法書士の皆さんには頑張っていただいて、司法書士会のバックアップがあればこの法律は成立しなかったと思っています。非常に大きかったのは、司法書士会が司法書士会の利益のためではなく社会の利益、公共の利益のために動いたというのは、特筆すべきことだと思います。弁護士会、社会福祉士の皆さんにも多大のご支援をいただいたことには感謝しています。

Q 成年後見制度利用促進委員会でどのような議論がなされて、基本計画案をまとめられたのでしょうか。委員会の模様や基本計画案の評価をお聞かせください。

A 成年後見制度利用促進法なので、利用をどう促進するかということですが、一番重要なのは、社会全体でこの制度を支えるということです。従来は裁判所とご本人の両者の関係であり、民法でもそのように規定されていますが、各国の状況を見るとそうではなく、社会全体で支えています。民法には裁判所とご本人との関係について規定されていますが、実際には社会全体で支える必要があり、その仕組みをどう作るかとい

うことが大きな課題でした。今回の報告書の中ではそれを「地域連携ネットワーク」と言っています。地域連携ネットワークの中で成年後見を推進していく、それを全国各地に作るということを決めまして、3月24日に閣議決定された基本計画の中でもそれが盛り込まれたことが大きな前進だったと思います。ただ、医療行為の同意などの問題も残っています。また、具体的に組織をどのように立ち上げるのかもまだこれからです。

Q 地域連携ネットワークについては、現時点でなかなか具体的なイメージが持たにくいのですが、まず何から始めればよいのでしょうか。

A コアとなるのは市区町村です。市区町村には住民の安全を守る義務があります。認知症になっても障害があっても地域で安全に暮らせるようにする義務があり、その一環として成年後見制度も役割を担うべきだろうということで、とにかく市区町村に責任をもってもらおうということです。ただ、すべてを担うことはできませんから、具体的には直管または委託でそれを担う実施機関を作り、そこが福祉や医療の世界と連携をもつこととなります。ですから、まずやるべきこととしては、各自自治体に組織を作るよう働きかけることが重要だと思っています。司法書士やリーガルサポートの会員には積極的に働きかけを行っていただきたいと思っています。

Q 家庭裁判所や社会福祉協議会との連携についてはいかがでしょうか。

A 家庭裁判所も地域連携ネットワークの中に入ってくると思います。委員会の中でも家庭裁判所はそのように明言しています。家庭裁判所とのネットワーク作りも重要です。ただ、家庭裁判所というのはなかなか動きにくいところもありますので、その点、リーガルサポートの方でうまくサポートしていく必要があるのではないのでしょうか。いずれにしても家庭裁判所は都道府県単位で全面的にこの制度を支えると言っていますので、

そこにどう協調していくかということだと思いますが、私はこの点についてはそう問題はないと思っています。

Q 資格制限の見直しやその他の方針についてコメントをお願いします。

A 地域連携ネットワークを作ることも、また、不正防止をどのように実効性のあるものにするか、これらについては報告書ができあがり、それに基づいて3月24日に基本計画が閣議決定されましたので、この2つについてはこのまま動いていくのだと思います。残された課題として、資格制限の見直しについては、4月以降にこの作業が始まりますが、おそらく抜本的な見直しになると思いますので、非常に注目すべきところだと思います。それから、成年後見人の医療行為の同意の問題について、これをできるようにするにはどうしたらよいかが大きな課題として残されています。



新井 誠氏 一般社団法人日本成年後見法学会 理事長
法学博士。1979年、ミュンヘン大学法学部博士課程終了。千葉大学、早稲田大学、一橋大学などで教鞭を執り、2011年から中央大学法学部教授、専門分野は民事法学。2003年から現職。

Q 先生のお話をお聞きして、我々司法書士の役割はますます大きくなっていくと感じているのですが、地域でどのように関わっていけばよいか、アドバイスををお願いします。

A 司法書士は成年後見制度が始まる前までは、不動産登記の専門家というイメージが非常に強かったと思

います。それが、成年後見制度に関わることによって社会の司法書士に対するイメージが大きく変わったと思いますし、法曹界の捉え方も非常にポジティブになったと思います。簡裁代理権が認められたのも、このようなことの一環だったのではないかと思います。成年後見制度によって司法書士の業務の範囲も認知度も広がったと捉えています。そしていま、成年後見制度は第二段階に入ったのですが、全国に同じような組織を作って、その中心となって活躍するのが司法書士だと思います。今後また新たな展開が出てくると思います。弁護士とは違った意味での法律家、地域連携ネットワークの中で動くわけですから、まさに街の法律家として活躍することが大いに期待されることだと思います。おそらく成年後見制度利用促進法の考え方もそういうところにあるのではないかと思いますので、今後の活躍を大いに期待しています。

Q 今日の先生へのインタビューの記事は、リーガルサポートが発行しているリーガルサポートプレス15号に掲載させていただく予定です。リーガルサポートプレスは、全国の社会福祉協議会や地域包括支援センターなどに配布しており、また、リーガルサポートの会員も読んでいます。最後に、読者の方々に入会に向けたメッセージをお願いします。

A 成年後見分野においては、研究すること、新しい情報に接することが重要ですので、ぜひたくさんの方に学会に入会していただきたいと思っています。学会の執行部はリーガルサポートの役員の方も非常に多くですし社会福祉士の方もいらっしゃいます。とにかくオールジャパンです。福祉関係の方やリーガルサポートの会員の方にひとりでも多く入会していただいて、疑問があればそこでどんどん発言してほしいと思います。それによって制度もよりよいものになると思います。





日本成年後見法学会 と司法書士

大貫 正男氏 一般社団法人 日本成年後見法学会 副理事長

- 法務省 人権擁護委員
- さいたま地方裁判所及び簡易裁判所民事調停委員
- 東京医科歯科大学非常勤講師
- 志木市社会福祉協議会権利擁護推進事業運営委員会委員長
- 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 相談役

はじめに

学会というと、学者を中心とする静かな研究団体をイメージされると思います。しかし、日本成年後見法学会(以下、「後見法学会」という)は、調査・研究をベースに置きつつ、世界会議を主催したり、国會議員に立法提言をするなど、極めてアクティブな団体です。その原動力となつているのが、成年後見制度に携わるすべての者が集い、制度の発展のために活動するオールジャパンの団体である点にあります。分野や職域を超えて熱い議論ができて、これが最大の強みです。

「成年後見制度の利用促進と健全な発展に貢献する」という目的に賛同して、多くの司法書士が入会し、役員や委員として活躍しています。とりわけ、横浜で開催された世界会議では企画、運営、当日の発表等において主導的な役割を果たしました。

成年後見制度を発展させるためには、各界の横断的な組織がどうしても必要です。特に法律関係者だけでなく、地域で福祉や権利擁護に取り組んでおられる市区町村、地域包括支援センター、社会福祉

協議会等々、関係者の皆さんの参画を期待しております。

① 設立の経緯

成年後見制度がスタートすると、研究者、各専門職、関係団体等はいくつものシンポジウムを開催するなど、制度の調査・研究などを行ってきました。しかし、それはいずれも単独開催であり、それなりの成果が上がったとしても、制度を改革する原動力には至りませんでしたし、今後も単独では1つの確固たる勢力にはならないのでは、と考えられてきました。このことから、関係者の間で成年後見に関わるすべての力が結集し、制度の改善や見直しを強力に推進できる学会の設立が渴望されてきました。

こうした背景から、平成15年11月2日、東商ホールにて後見法学会が設立されました。当時、入会申込者は約300名でしたが、現在の会員数は約1120名(内司法書士230名)となっております。

初代理事長に就任された新井誠教授は、学会の目的として「成年後見に携わる人々のネットワークの構築」を挙げました。そして、成年後見の社会化を実現するた

ところから、「成年後見文化をつくる」という二面を持つていのではないかと思います。

② 福祉関係者と法律関係者との交流・協働

「成年後見法学」は、施設や病院等における身上監護、判断能力や障害の程度、地域社会、行政、司法などの「現実」を突き付けられますから、学者と実務家との交流ないし協働、理論と実践との架橋はどうしても必要です。現実を通して、法理論や解釈が生まれ、整理された法理解が現実を改善していくという循環が広がるものと期待しています。研究者、司法書士、弁護士、社会福祉士、税理士、公証人、医師、裁判所関係者等が垣根を超えて同じ目的に向かつて調査・研究したり、意見交換や情報交換する場があることに大きな意義を見出しています。

③ 立法提言

当学会は、非常に行動的です。例えば、平成17年6月、参議院議員会館において、「高齢者虐待防止法案に成年後見制度の活用を具体化する緊急集会」を開催しました。高齢者虐待防止法28条に、「成年後見制度の利用促進」という文言が入り、この集会在一定の影響を与えたものと

考えます。さらに、後述するように「成年後見制度利用促進法」の成立を求めた活動を行つています。利用者の声を反映させながら、成年後見法及び関連諸法の立法的提案を行うことを視野に入れています。国會議員等からの要請があれば、積極的に討議や説明などに応じています。

④ 国際的な視点にも配慮

我が国の成年後見制度がドイツ、イギリス、フランス等の影響を受け導入された経緯から、海外との交流に力を注いでいます。他国の優れた点を学ぶため、海外の研究者や実務家を招いての講演やシンポジウムの開催、海外への会議等の参加は、頻繁に行われています。近年は、韓国、台湾、シンガポール等のアジア諸国との交流も開始されました。

③ 主な研究活動

成年後見制度研究、判例研究、高次脳機能研究に関する3つの委員会があり、学会のシンクタンクの役割を果たしています。

(1) 成年後見制度研究

成年後見制度研究委員会が中心とな

めに「法律、福祉、医学等の各職能の専門家による人的交流の場、および司法、社会保障、地方自治等の各制度に関する情報集積の場がネットワークである」と位置付け、「成年後見に関心を抱く1人でも多くの方々にこのネットワークに参加して欲しい」と呼びかけました。リーガルサポートは、新井理事長の呼びかけに応え、多くの会員が学会に入会し、学会の活動を支えています。

② 学会の特色と役割

(1) 「成年後見法学」を創造する

「成年後見制度学会」ではなく「成年後見法学会」という名称であることに第1の特色があります。「成年後見制度」は分野として存在しますが、果たして「成年後見法」は存在するのか、が鍵です。成年後見制度が民法に拠点を置きつつも、福祉や医療等にも連携するところに、学際的かつ総合的な「成年後見法学」という新しい研究・実践分野が生まれるものと考えられて、「成年後見法学会」と名付けられたと考えます。従って、「存在する」というより創生されるべき分野と言えます。人間としての尊厳や地域社会などの現実を基盤とする

り、制度改善へ向けた研究並びに提言を行っていきます。研究結果は、「法定後見実務改善と制度改正のための提言」(平成20年7月)、「任意後見制度の改善・改正の提言」(平成24年7月)等にまとめられます。平成26年からは、日本が国連の「障害者権利条約」を批准したことから、6回にわたり「障害者権利条約と成年後見制度に関する連続研究会」を開催しました。

(2) 判例研究

判例研究委員会が中心となり、成年後見に関する裁判例の収集、裁判例の分析・検討等を行っています。最近では、「認知症者の人身事故における親族の監督責任」等が発表されています。

(3) 高次脳機能障害に関する研究

高次脳機能障害に関する研究委員会が中心となり、交通事故等により脳に外傷を負ったために認知障害などを持つ高次脳機能障害者を成年後見制度の活用によって支援していくための方策を研究しています。これまで、公益社団法人日本損害保険協会からの助成を受け、「2004-2005年度報告書」、「2006年度報告書」、「2009年度報告書」、

「2010年度報告書」の4冊の報告書が発行されています。

(4) 研究成果の発表

調査・研究成果は、毎年の学術大会で報告、検討される他、「成年後見法研究」としてまとめられ、現在第12号となつていきます。また、成年後見ニュースとして「じゃがれた」を年2回発行しています。また、「実践成年後見」にも多くの論文が掲載されています。

4 成年後見利用促進への道

(1) リーガルサポートは世界会議を共催

2010年10月、後見法学会は横浜市において第1回「成年後見法世界会議」を開催しました。この会議には、17の国・地域から約500名が参加し、課題を集約して「横浜宣言」を採択しました。世界会議は、リーガルサポートが共催、また日本司法書士会連合会は後援団体として名を連ね、両団体は物心両面の支援を行いました。特に、リーガルサポートは組織として世界会議対応委員会を設ける等の支援を行い、世界会議の成功に大きな役割を果たしました。

(2) 横浜宣言採択

世界会議で一番衝撃を受けたのは、「これからは国や行政の公的支援がなければ制度はうまく機能しない」という発言でした。公的支援が貧弱なわが国の実情が浮き彫りにされ、ドイツやイギリス等の格差をあらためて思い知らされました。日本の参加者は、「日本は、行政・裁判所・民間の三位一体の支援体制をつくらねばどんなに頑張っても課題解決につながらない」と思ったに違いありません。討論の成果は、「成年後見制度に関する横浜宣言」(以下、「横浜宣言」という)に集約され、主催した後見法学会は、「横浜宣言の具体化」という重い課題を背負うこととなりました。

(3) として具体化

では、公的支援体制をつくり、「誰でも利用できる制度」にするために後見法学会は何を為すべきでしょうか。従来型の調査・研究を行い、シンポジウム等で提言すれば、それで公的支援体制がつけられるのでしょうか。そうした問いかけから生まれたアイデアが「成年後見制度利用促進法」(以下、「利用促進法」という)です。この発案者は新井誠理事長であり、世界会議が閉会してその興奮や余韻が冷めやらぬ1ヶ月後、後見法学会は、日本司法書士政治連盟の段取りにより、日本司法書士会連合会、リーガルサポートとともに国会議員を訪問し、利用促進法の働きかけを行いました。それから5年6ヶ月、何度か成立が危ぶまれるなど山あり谷ありでしたが、平成28年4月8日、利用促進法は成立しました。

5 地域連携ネットワークの構築に向けて

促進法の最大の意義は、「横浜宣言」が目指した、公的支援体制をつくったことです。その核心部分は、内閣府に置く成年後見制度利用促進会議と促進委員会



です。成年後見制度を実際に動かしていく公的支援体制を定めるとともに、動かす主体を設置したことの意義は大きいものがあります。どんな立派な促進法をつくっても、それを動かす体制や主体がなければ絵にかいた餅だからです。しかし、中央だけでは成年後見制度は機能しません。そこで市区町村には条例により、「審議会」の設置を努力義務としました。また、成年後見制度利用促進基本計画では、「地域連携ネットワーク」の構築を掲げました。

留意すべきは、利用促進法はあくまで「プログラム法」という性格(限界)のある点です。利用促進基本計画は作られても死後事務や郵便物の転送等を除いては新たな法律は出来ないため、直ちに実務や仕組みが変わる訳ではありません(死後事務等としてインフラ整備がなければ大きく変わりません)。例えてみれば、「路線はできたが道路はこれから」という状況にあります。しかし、「賽は投げられた」のであり、各専門職団体や各関係機関は連絡や指示を待つではなく自発的に体制づくりを進めることが求められているのではないのでしょうか。

とりわけ、後見法学会と司法書士にはこれまで利用促進法の成立を牽引してきた経緯から、率先してその組織づくりをすることが求められています。具体的には、司法・行政・民間の「地域連携ネットワーク」を構築し、家庭裁判所と連携・協力関係を密にし、市町村に「後見特区」とも呼べるような「中核機関」を設置すること、と考えます。

「誰でも利用できる制度」、また「使って良かった」と言われる制度にするために、後見法学会と司法書士の役割はますます高まっていると考えます。



こう変わる！高齢者の運転免許の更新制度

広報委員 大島 留美子

日本の人口は、現在1億2700万人です。では、そのうち、運転免許保有者数はどのくらいかご存知ですか。警察庁の「運転免許統計」によると、平成27年末で8215万人、この50年で3倍以上になっています。単純に計算すると、日本では子供も含めて3人に2人が運転免許を持っていることになり、自動車は、日本人の生活に欠かせない必需品だということがよくわかります。

ところが、昨今、連日のように高齢運転者による悲惨な事故が多く報道され、社会問題化しています。日本社会の高齢化が進むにつれて、高齢者の割合が増加し、認知症高齢者数も増加している現状が背景にあると思われます。そして、今後、高齢運転免許保有者の一層の増加が見込まれる折、高齢運転者の交通事故防止対策の一つとして平成29年3月12日から道路交通法が一部改正され、70歳以上の方の免許更新時の「高齢者講習」が変わります。(本誌発行は改正後ですが、本記事の執筆は改正前です。)

そこで、臨時特集として「高齢者の運転免許の更新制度」をテーマに、高齢者講習の内容や改正点や今後の課題など、実際

の高齢者講習を行う自動車教習所の担当指導員にお尋ねして、みなさんに紹介します。

①「運転免許統計」から見た高齢者の運転免許

全運転免許保有者数のうち65歳以上の保有者数は1700万人、全体の20%に当たります。もちろん、免許だけで運転していない方も含んでいますが、80歳以上の保有者数は196万人、85歳以上は52万人です。

また、男女比率を見ると、20〜69歳まではほぼ半々か若干男性が多いくらいなのが、70歳を超えると、男性の比率が多くなり、80歳以上では8・・・2で男性が多くなっています。

また、保有者数の前年比較では、70〜74歳で減少していますが、それ以外は増加しています。とすると、70歳をきっかけに運転をやめる人が多く出ているということが読み取れます。

さらに、平成14年から導入された「運転経歴証明書」(運転免許証を自主返納した人が申請し、免許証に代わる本人確認

書類になります。)の交付件数は、平成18年が1万5000件だったのに対して、制度の改善もあり、平成28年では23万6000件と15倍以上に急増したことがわかります。

②高齢運転者の事故の現状と特徴

交通事故死者数は、平成元年に1万人超だったのが平成27年には4117人に減少し、平成28年には3904人と、昭和24年以来67年ぶりに3000人台となりました。年齢別の死亡事故件数は、免許取り立ての若者24歳以下と75歳以上が非常に多くなっています。

高齢者が人口比率に占める割合が多いとはいえ、高齢運転者の事故には目立った特徴があります。たとえば、年齢別のブレーキとアクセルの踏み間違いによる死亡事故件数は65歳以上が78.8%を占め、高速道路の逆走は、65歳以上の運転者によるものが70%を占めています。このような事故の現状を踏まえ、高齢運転者の事故を防止するために、高齢者の認知機能低下に着目した、70歳以上の方の免許更新手続きが改正されることになったわけです。

③高齢者講習って何をやるの？

そもそも、高齢者講習とは、どんなことをやるのかご存知ですか。

平成10年から70歳以上の免許更新手続きに「高齢者講習」が、平成21年から、75歳以上に「高齢者講習」が導入されました。平成27年の高齢者講習の受講者数は258万人、そのうち、認知機能検査の受講者数は163万人です。

「認知機能検査」は、記憶力や判断力を測定するもので、「今年は何年ですか?」「今日は何曜日ですか?」の質問に答えたり、何枚かの絵を記憶し、何が書かれていたのかを思い出して答えたり、指定された時刻の時計の針を描いたりします。成年後見制度手続でよく耳にする「長谷川式認知スケール」と似ていますね。そして、その検査結果(100点満点)は、

【第3分類：記憶力・判断力に心配ありません(認知機能低下のおそれなし)】(76点以上)

【第2分類：記憶力・判断力が少し低くなっています(認知機能低下のおそれ)】(49〜75点)

【第1分類：記憶力・判断力が低くなっています(認知症のおそれ)】(48点以下)

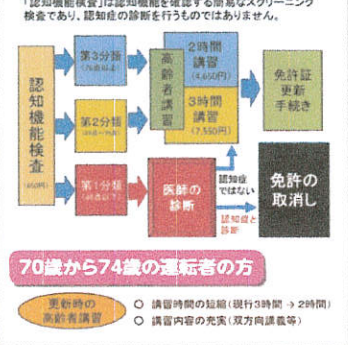
の3つに分類されます。そして、受講者に結果がその場で通知された後、全員が高齢者講習に進み、分類ごとそれぞれ違った

コースで実車による診断と指導を受けます。ただし、第1分類と判定され、かつ、一定の期間内に信号無視などの一定の交通違反があった場合に限り、医師による診断を受け、認知症と診断されると、免許取り消しになりました。ですから、違反がなければ、どの分類になったとしても全員が高齢者講習に進み、講習を受講させれば、免許の更新が可能でした。つまり、改正前でも、認知機能検査で第1分類と判定されても、一定期間に違反歴がなければ免許の更新ができる仕組みだったのです。

従来より道路交通法第103条第1項で、認知症であることが判明したとき、その者の免許を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができるものと定められており、今回の改正は、認知症の方に限って、運転を止めるための基準が示されたと言えます。

④高齢者講習改正後はどう変わる?

改正後は、70歳以上に「高齢者講習」が、75歳以上に「認知機能検査」と「高齢者講習」が義務付けられていることには変わりませんが、認知機能検査で第1分類と判定された方が免許を更新するには、高齢者講習受講前にまず医師の診断



運転免許センターリーフレット

それを基に指導員と一対二での個人指導が新しく導入され、自分の運転技能の状態を自覚できる、よりきめ細やかなプログラムの実施されます。

⑤ 高齢者講習を担当する自動車教習所に聞く実情と改正後の問題点

平成29年2月、新潟県三条市にある三条中央自動車学校で実際の検査・講習の内容や様子や改正後の課題についてお話を伺いました。

高齢者講習を担当する高野勉副管理責任者は、「高齢者講習の受講者は、年齢に由来する筋力や視力、判断力の衰えに加え、



三条中央自動車学校

特に地方では、車の運転ができなくなると買い物や通院、畑仕事ができなくなり、生活や商売が成り立たなくなってしまうたり、引きこもりになって認知症の進行を早めてしまったりする危険も容易に考えられます。それを解決するために、自動車に代わる移動手段として、コミュニティバスやデマンドタクシーを導入する市町村も年々増加し、ノンストップバスやリフト付きバスも増えています。これらは一例で、交通事故をなくすために、国を挙げてさまざまな対策が講じられているところです。

とはいえ、安全な自動車の開発や高齢者が運転せずに生活できる環境が整うまでは、まだまだ時間がかかります。とすれば、それまでの間、私たち一人一人ができることは何かを考え、行動していく必要があるのではないのでしょうか。

たとえば、認知症の種類によって運転行動が違ふと言います。認知症の症状の特性を理解したら、事故を起こす前にいち早く危険な運転に気付いてあげられるかもしれません。

また、高齢者の相談窓口として全国にある地域包括支援センターは、高齢者の今後の生活をどうしていくか、生活面において相談に乗ってくれる機関です。認知症専門医の紹介もしてくれますし、例えば、足の悪い妻の通院や買い物のために免許が必要な家庭には、買い物の代行や通院に付き添ってくれるヘルパーなどを紹介してくれます。困っている近所の方に地域包

【認知症の原因別による症状の違いと運転行動の特徴】

	アルツハイマー病	前頭側頭型認知症	血管性認知症	レビー小体型認知症
記憶	出来事記憶の障害(いつ、どこでといった記憶を思い出せない)	意味記憶が障害されることもある(言葉の意味、物の名前がわからず、会話が通じない)	出来事記憶の障害(軽い場合も多い)	出来事記憶の障害はあるが目立たない場合もある 症状が変動しやすい
場所の理解	慢される	保たれる	慢されることもある	慢される(特に視覚認知障害のため、位置関係がわからなくなる)
普段の態度	取り繕い・組み合わせ(もっともらしい態度や反応を示す)	脱抑制的な行動(社会のルールを守らない等)、常同行動・固執(同じことを繰り返す、こだわり続ける)	意欲低下 感情失禁(わずかな事で急に泣きだしたり、怒ったりする)	幻覚(実在しない人や動物などがありありと見える)・錯覚(床のゴミなどを動物や虫と見まちがう)・大きな声での寝息
運転行動	運転中に行き先を忘れる ・駐車や幅寄せが下手になる	・交通ルール無視 ・運転中のわき見 ・車間距離が短くなる	・運転中にボーッとするなど注意散漫になる ・ハンドルやギアチェンジ、ブレーキペダルの運転操作が遅くなる	・注意・集中力に変動がみられるため、運転技術にもむらがある ・自身の運転の危険性に気づいている場合がある

認知症はその原因によって行動・症状も大きく異なります。そのことから運転行動でもそれぞれ異なる注意点や危険性があると予測されます。

【認知症高齢者の自動車運転を考える家族介護者のための支援マニュアル】[第二版]より

- 【参考資料】
- ・「運転免許統計平成27年度版」
 - ・「平成27年における交通事故の発生状況」
 - ・「第1回 高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議配布資料」以上警察庁HP
 - ・「認知症高齢者の自動車運転を考える家族介護者のための支援マニュアル」荒井由美子
 - ・月報司法書士 2017.1月号 No.539 「高齢者による自動車運転」上村直人
 - ・読売新聞 平成29年2月12日朝刊

括支援センターなどの相談窓口を教えるあげる、それだけでも解決に近づくはずですね。

今回の執筆を通して、さまざまなことを知り、考えました。自らの運転を省みて、左折時にふくらまな一、一時停止線を守る。運

転を心がけるようにしました。後期高齢者の父に夜間の運転を止めてもらいました。高齢者講習の際に、包括支援センターのパンフレットを配布してもらおうよう手配してみようと思えます。どれも本当に小さいことですが、私にできることから始めます。みなさんも何か始めませんか。

ほとんどの方に「我流」の癖が付いている。例えば、左折時に大回りしてふくらんだり、カーブしている道のセンターラインを越えて走ったり、一時停止線の手前で停止しなかつたり、スピードを落とすところで落とさなかつたり。運転技能は、免許取得の時点で高止まりしています。それ以後は、身体的衰えと共に下降していき、高齢になつてくると、最初の時点よりも技能的に劣るようになると感じています。とは言え、個人差が大きいので、何歳でも心身ともに健康でちゃんと運転することができれば、運転免許には年齢制限はいらないと思います。」ときつぱりおっしゃいました。私自身、「運転免許の取得に年齢制限があるのだから、失効にも年齢制限があつてもいい」というような乱暴なことまで考えてしまいましたが、確かに、認知症の専門医の中にも「認知症であつても運転可能な場合もあり、運転免許を一律に取り消す必要はなく、取り消す場合には、きちんと実際の運転状態を見てから決めるべきである。」という意見もあります。新潟県警察本部交通部運転免許センターの山井一之警部も「なかつた免許を与えるのと、あつた免許を取り上げるのでは全く違うものだ。」との意見でした。なるほど、運転技能には個人差があるという点が問題を難しくしているんですね。

また、自動車学校の高田俊代表に、改正後の一番の問題点は何かと質問したところ、

⑥ 高齢者運転交通事故防止対策の現状と私たち一人一人ができること

国や自動車メーカーも様々な対策を講じています。現在、新車には、自動ブレーキや踏み間違い防止装置が搭載されるようになっていきますし、高速道路の逆走対策として、高速道路出口やインターチェンジに矢印板やラバーポールが設置され、さらに、逆走車を自動で検知、警告、誘導する技術の公募も行われています。そんな中、今回の運転免許更新手続の改正により、高齢者による事故は減少することでしょう。確かにそれはよいことに違いありませんが、運転を止めざるを得なくなつた高齢者の生活をどうするかという課題が残ります。

「認知症の疑いがあると判定された方の心のケアが何より心配です。」との答えが真っ先に出てきました。「その通知は、ガンの告知のようなもので、かたまりのショックを受けることは容易に想像できません。各教習所では認知機能検査の結果を県警に報告することで役割を終え、その後のことについては関わる事ができない仕組みになつており、その人をどう支えていくかという点について社会的に体制が整っていないことが最大の課題だと考えています。」と、改正後も大きな課題が残されていることを指摘されました。現場にいらつしやる方の言葉に頷くばかりで、あつという間に時間が過ぎていました。

報告1

東京発

「包括的支援の展開のための関係機関の連携・協働 地域コミュニティの創造に向けて必要なこと」

社会福祉法人全国社会福祉協議会主催 第12回権利擁護・虐待防止セミナー シンポジウム

平成29年2月13日(月)、東京都千代田区霞が関の全社協・灘尾ホールにおいて、内閣府成年後見制度利用促進担当室参事官須田俊孝氏らによる講演の後、全国の地域包括支援センター、社会福祉協議会、福祉施設等で働く方々約270名が参加して、頭書のシンポジウムが開催されました。

住之江区社協の山下氏からは、情報収集と相談支援充実のための商店街等の巡回、生活困窮者への緊急食料品支援等の活動報告がなされ、経済的な問題への対処と、そのための各機関の連携が大切との提言がありました。

立川市社協の山本氏からは、地域全体が対象の「地域ケア会議」と個々の生活圏域が対象の「小地域ケア会議」の有機的な活用、相談支援や市民後見人養成等の活動報告がなされ、関係機関はもちろん地域住民との連携も大切との提言がありました。

埼玉県社協の高木氏からは、生活困窮者のための現物給付による経済的支援と相談支援等の活動報告がなされ、密に家庭訪問するなどして「互いの顔が見える関係」を築くこと、困窮者が発するSOSにいかに対応できるかが大切との提言がありました。

沼津市嘱託の笹井氏からは、市町村、児童相談所、保健機関、学校等の連携機関であって、ほぼ全ての市町村に設置されている「要保護児童対策地域協議会(要対協)」について説明がなされ、虐待が許されないとすることは「親の義務であるだけで



なく、子の権利でもある」という視点も大切との提言がありました。

そして最後に、コーディネーターの平田氏から、「高齢者や障害者に優しい地域」というのは、実はその地域の住民全員に優しい地域だと思ふ。それを目指すには、関係機関や住民といったいろいろな人を巻き込みながら、新しい仕組みを作っていく必要があると思ふ」との提言があり、満場の拍手の中、シンポジウムは終了しました。(ひ)

プログラム

- 【報告者及び報告内容】
- 「地域包括支援センターでの虐待防止・権利擁護の取り組み」
山下 公明氏 (大阪府住之江区社会福祉協議会 地域包括支援センター 社会福祉士)
- 「包括的支援の展開のための関係機関の連携・協働～地域コミュニティの創造に向けて必要なこと～」
山本 繁樹氏 (立川市社会福祉協議会 地域福祉推進課長)
- 「彩の国あんしんセーフティネット事業の取り組みと課題」
高木 義昭氏 (埼玉県社会福祉協議会 生活支援部 生活支援課長)
- 「児童虐待防止に向けた要対協の機能強化の取り組み」
笹井 康治氏 (沼津市市民福祉部 こども家庭 課長)

【コーディネーター】
平田 厚氏 (明治大学法科大学院教授 / 弁護士)

報告2

福井発

「素敵な老後、家族の笑顔のために考えよう！」 「相続・成年後見の活用方法」

司法書士会市民公開シンポジウム

平成29年2月25日(土)福井市ハピリンホールにて標記シンポジウムが開催され、当日参加59人を含め、220名を超える参加がありました。また、同時開催の無料相続相談会では、用意したブースが午前午後とフル活動し、相談数73件とこちらも大盛況でした。

第1部基調講演では、NHKスペシャル「無縁社会」無縁死」3万2千人の衝撃」などを担当した坂垣氏から、「2010年に、孤独死した人のうち遺体引き取り手がなく自治体が無縁墓地に埋葬した数を調査した結果、全国3万2000件であった。高齢者の一人暮らしの急増がその背景にあり、2015年では高齢者3千万人のうち500万人が一人暮らし、残りの

プログラム

- 第1部
基調講演「無縁社会から支え合いへ」
講師 坂垣 淑子氏 (NHK報道局社会番組部チーフプロデューサー)
- 第2部
遺言・相続おもしろ落語
落語家 桂ひな太郎
パネルディスカッション
「相続・成年後見の活用方法」
コーディネーター 桂ひな太郎
パネリスト 竹内 順子氏 (福井県司法書士会 企画研修部長)
中尾 亨氏 (リーガルサポート福井県支部長)
- 第3部
合唱 男声合唱団 ゴールデンエイジふくい

9割は高齢者夫婦、老老介護の親子など高齢者の二人暮らしだった。そのため、どちらか一方の死亡で必然的に高齢者の一人暮らしとなり、その半数が生活保護水準以下の月10万円未満、一桁の年金しかないことがわかった」との説明に続き、「経済的に厳しい人暮らしで寝たきりや重度の認知症になり、医療費や介護費を節約して我慢した悲劇が孤独死だ。生活保護も「長年住みなれた家を処分したくない」「自分の葬儀費用に幾ばくかを残したい」などの理由で躊躇する人も多く、年金があると生活保護は受けられないと思っている人はさらに多い。二人の年金で暮らせていても先に先立たれた後に介護や医療が必要になった途端、自分一人の年金では足りなくなる。老後破産に至るケースは今後も増えるであろう。」と述べられました。また、NHKスペシャルの一部「夫を看取った後、外出する介護サービスを節約して怒の外を眺めて暮らす80代女性」と「重度の認知症の母の介護に故郷に帰ったものの、預金の目減りに不安をつのらせる60代男性」の映像が流れ、追いつめられた日本社会の現実が身につまされ、追いつめられて、無縁社会を防ぐために、高齢者が有償ボランティアになり、ヘルパーの代わりに安価な費用で別の高齢者の生活の手伝いをするという「幸せ手伝い隊」の仕組みを立ち上げた埼玉県幸手市の取り組みが紹介されました。

第2部の落語は、急死した寿司屋の大将が天国で部下を覗いたら、仲が良かったはずの子供ら3人が遺産争いをしているのを見て、慌て

て自分の思いを遺言にして、天国製のドロロンで届け、亡き父の思いを知った子供たちが元通りの仲良しに戻ったという話で、ひな太郎さんの話しぶりに会場は何度も笑い、頷いていました。

引き続きのパネルディスカッションでは、司法書士と成年後見制度の紹介の後、落語を題材に、竹内氏と中野氏から、「相続では、客観的に平等でも当事者間では平等ではないと争いになることが多々あり、天国からのラブレター」である遺言の役割は大きい。「付言事項」で思いを伝えることも大切だ。」との説明がありました。また、「大将がもし急死ではなく、植物状態になった時には、成年後見制度の利用が必要となる。」等、「死」に関する内容でしたが、ひな太郎コーディネーターの語りこつていました。

第3部は、生き生きとした「素敵な老後」を送っている平均年齢72歳、総勢65名の男声合唱団が登場し、彼らの笑顔と力強い優しい歌声で本日のシンポジウムは締めくくられました。(ひ)



「成年後見制度利用促進法のつくる未来」

共催／公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、日本司法書士会連合会
後援／最高裁判所、内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、日本弁護士連合会、公益社団法人日本社会福祉士会、一般社団法人日本成年後見法学会

平成29年3月20日(月)TKP市ヶ谷カンファレンスセンターにて「成年後見制度利用促進法のつくる未来」をテーマに市民公開シンポジウムが開催されました。



「成年後見制度利用促進法のつくる未来」

開会挨拶では日本司法書士会連合会会長三河尻和夫氏から、利用促進法制定により成年後見制度が新たなスタートラインに立ったとの認識が示され、今後進むべき成年後見制度の未来への議論が本シンポジウムなど行政・裁判所・民間の間で議論され共有されることを期待するといったメッセージが発信されました。パネルディスカッション第一部では冒頭、新井氏から現状、成年後見制度の利用が低迷していること、利用されている場合でも保佐、補助、任意後見は低迷していることなど、利用促進法が制定されるに至るまでの背景、2010年の横浜宣言など、制定の経緯が示されました。そのうえで、今般の利用促進基本計画に盛り込むべき事項について、2つの論点に基づいて

ディスカッションが行われました。
①地域連携ネットワークについては、各パネリストより、申立前の段階で後見制度の利用が必要な方かどうか等の情報の共有のほか選任された後見人の支援や選任される市民後見人の育成などが盛り込まれており大変意義深い内容のものとなっている、今までは親族後見人への支援という視点で欠けていたが支援の安定と安心のためとても意義のあるものとなっている、福祉サービスが必要とならなければ福祉サービスタがなっていくようになるのではないか、との意見や認識が述べられた。また、現状においては家族がいれば後見制度が利用されないことがあり、それでは虐待等が改善されないが、これからはその改善が期待できる、といった意見も示されました。

次に②利用者がメリットを実感できる制度については、本人と後見人とのマッチング調整が重要である、本人に寄り添い本人のことができることを尊重すべきであり本人の能力をいかにサポートを必要とする、選任・受任調整にあたり本人支援を考慮する、選任・受任が必要である、といった意見が各パネリストよりあり、新井氏からは、障害別や意思決定支援を確立すべき、財産管理はそもそも生活のためにある、との考えが補足され第一部の幕を閉じました。

第二部では「不正防止対策」について、4つの

論点に基づいてディスカッションが行われました。まず①地域連携ネットワークと不正防止対策については、財産管理の印象が強かった成年後見制度がようやく身上面重視となつてきてほしいという意見が、いざ利用しようとする、法律用語が並んで分かりづらく、積極的に使おうという気持ちになれない、このハードルをまず下げたい、と本人に寄り添った立場から制度への要望があげられました。また、親族後見人の不正は悪意ではなく理解不足から生じるものが多い、親族後見人が適切なサポートを受けられるよう、地域での体制作りが重要、との提案がなされ、ネットワークを構築し後見人等をこまやかに支援していくことで、現在起きている不正の大部分を防止できるのでは、との期待が示されました。

次に②専門職・専門職団体と裁判所の役割については、専門職後見人の不祥事が与える影響は非常に大きいとの認識から、これを防止する為の独自の報告システムを活用した不正防止策がリーガルサポートより紹介されました。また、個々の案件で専門職が監督人になった時に、親族後見人の理解不足を補えるような支援を行なうことも専門職の重要な



※パネルディスカッションでの発言は、所属団体を代表するものではなく、個人の立場でのご意見です。

役割との説明がなされました。これに対し、専門職には体制面では地域連携ネットワークの中核機関で主要な参加者として大きな役割を果たして頂き、個々の困難事案では後見人や監督人となって専門的知識を活かして頂きたい、と要望がありました。

③金融機関による新たな取組では、後見制度支援信託について、その有効性は承認しているが、本人にとって身近な金融機関から財産を移すのは本人の意思に沿わないのではないかと感じる場合もあるため、新たな金融商品について金融機関と協議を行いながら研究をしているとの報告がありました。また、信託によって不正防止効果は現れていると思われるが、信託と同様の効果があり且つ使い勝手のよい商品はオプションとしてたくさんあった方がよいと思うので、金融機関には新たな取組をお願いしたいという考えが示されました。

最後に④任意後見では、移行型任意後見において、本人の判断力低下が見過ごされやすいという問題点が指摘され、任意後見契約も地域連携ネットワークに登録できるように仕組が提案されました。

以上、様々な観点から不正防止の施策について熱心な議論が展開されました。また、山野目氏より随所に鋭い質問が投げかけられ、パネリストから度々後見現場の本音が飛び出すなど、大変興味深いディスカッションとなりました。

最後にリーガルサポート多田理事長より、このシンポジウムをひとつの糧として、今後益々本人を中心とした支援が実現できるよう、関係機関への協力を呼びかける挨拶がなされ、万雷の拍手の中シンポジウムは閉幕しました。(う) (こ)

●パネルディスカッション 第1部 「利用促進策」(13:15~14:55)

- コーディネーター
新井 誠氏 中央大学法学部教授(成年後見制度利用促進委員会、利用促進ワーキンググループ主催)
- パネリスト
久保 厚子氏 (全国手をつなぐ育成会連合会会長、成年後見制度利用促進委員会委員)
村田 齊志氏 (最高裁判所事務総局家庭部長、成年後見制度利用促進委員会委員)
本城 匡彦氏 (倉敷市保健福祉局 社会福祉部 福祉課課長(兼主任))
池田 恵利子氏 (社会福祉士、成年後見制度利用促進委員会臨時委員)
土肥 尚子氏 (弁護士、成年後見制度利用促進委員会臨時委員)
川口 純一氏 (リーガルサポート副理事長、成年後見制度利用促進委員会臨時委員)

●パネルディスカッション 第2部 「不正防止対策」(15:10~16:50)

- コーディネーター
山野目 章夫氏 早稲田大学法学部法務学専攻(成年後見制度利用促進委員会、不正防止ワーキンググループ主催)
- パネリスト
花菱 ふみ代氏 (認知症の人と家族の会本部理事、成年後見制度利用促進委員会委員)
村田 齊志氏 (最高裁判所事務総局家庭部長、成年後見制度利用促進委員会委員)
池田 恵利子氏 (社会福祉士、成年後見制度利用促進委員会臨時委員)
土肥 尚子氏 (弁護士、成年後見制度利用促進委員会臨時委員)
川口 純一氏 (リーガルサポート副理事長、成年後見制度利用促進委員会臨時委員)

報告 4 広島発

市民後見人育成に向けてのシンポジウム

日程：平成29年3月24日 会場：広島司法書士会館地下1階ホール 参加者：約100名
主催：公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

リーガルサポート梶田副理事長からのあいさつの後、第1部は広島家庭裁判所主任書記官山下弘氏から「広島家庭裁判所における成年後見事件に関する実情」と題して、広島家庭裁判所管内における成年後見関係事件の申立て推移等について報告の後、広島家庭裁判所が求める市民後見人像について、選任の前提となる要件と選任を想定している市民後見人の資質等を中心に説明がなされました。家庭裁判所が考えている市民後見人像が理解できる内容のものでした。

第2部は、放送大学教授の大曾根寛氏からの「地域を支える市民後見人の意義と自治体の役割」と題しての講演があり、市民後見人の定義についての考えや、成年後見制度利用促進法における市民後見人の位置づけ等についての考えが述べられました。また、知多半島地域の成年後見センターの市民後見実践例を紹介して、市町村申立てにおける自治体の役割等について述べられました。

第3部は、大曾根寛氏、かさおか権利擁護センター主任社会福祉士生宗悟氏、大阪市の市民後見人紙谷正子氏、リーガルサポート副理事長梶田美穂、リーガルサポート広島県支部長原田洋考がパネリストとして、同じく広島県支部副支部長清水佐智子がコーディネーターとしてパネルディスカッションが行われました。最初に、パネリストから市民後見人の受任の経緯から後

見人としての活動内容についての報告と、笠岡市での権利擁護支援体制の仕組みと社協が権利擁護センターを創って市民後見人を養成、活用することとなった経緯について説明がありました。続いて、大阪市の市民後見人が単独後見であるのに対し笠岡市では複数後見が中心であることや、市民後見人のサポート体制について意見交換が行われましたが、支援機関として行政の支援体制が未だ未整備であることの指摘もありました。



また、市民後見人の報酬について、大阪では無報酬が前提であるとの説明のあと、笠岡では報酬については市民後見人の自由意思に任せているが無報酬である必要はないのではないかと意見も出されました。また、報酬が見込めないから市民後見人を選ばないという考えは取るべきでないとの意見もありました。最後に、今後の市民後見人育成事業のあり方について意見、提言がなされた後、高尾広島司法書士会会長の開会挨拶で終了となりました。

リーガルサポート 成年後見クイズ 特別版



正解発表&解説

みなさま、前回のリーガルサポートプレス第14号に掲載した「リーガルサポート成年後見クイズ特別版」にたくさんのご応募をいただき、誠にありがとうございました！今号では、クイズの正解と解説を掲載しております。タメになる豆知識ばかりですので、前号でクイズにチャレンジされた方も、そうでない方も是非ご一読ください！※なお、当選者の発表は発送をもって代えさせていただきます。

- Q5** 成年後見人等となった場合に行う裁判所への報告で正しいのは？
正解 ②初回の報告をした後も、定期的に財産の状態や本人の生活状況などの報告をする。

【解説】 初回報告後も定期的に裁判所へ報告が必要です。報告を怠ると裁判所から催促がきて、それでも提出しないしていると成年後見人等を解任されることもありますので、気をつけましょう。

- Q7** 成年被後見人になるとできなくなるものはどれ？
正解 ①印鑑証明書の取得

【解説】 成年被後見人は、判断能力を失っている状態にありますので、重要な取引を行うことができません。そこで、市区町村では印鑑証明書を発行しない扱いとしています。成年被後見人には従来選挙権がありませんでしたが、近年の法改正で選挙権が与えられるようになりました。また、全ての人に財産の所有は認められており、成年被後見人にも当然に不動産の所有が認められています。

- Q9** 成年後見人が法務局に申請しなくても、家庭裁判所が申請（囑託）してくれるのはどれか？
正解 ①成年後見人等が初めて選任されたときにする登記

【解説】 成年後見等開始の審判がされたときの登記は、家庭裁判所の裁判所書記官が囑託して行います（官公署による登記の依頼のことを「囑託」と言います）。一方、「変更の登記」と「終了の登記」は、成年後見人等や本人の親族等一定の利害関係人が、東京法務局に申請しなければなりません。申請は書留郵便でできます。登記手数料は無料です。

- Q6** どの類型（成年後見・保佐・補助）に当てはまるか判断するための材料として最もふさわしいのはどれ？
正解 ①医師の診断書

【解説】 法定後見制度のどの類型に該当するかは、客観的な資料に基づいて判断するのが相当です。医師の診断書は申立ての際の添付書類になっており、診断書に基づいて類型を判断します。

- Q8** 親族後見人と第三者後見人の選任割合が逆転したのはいつ？
正解 ①平成24年

【解説】 制度開始まもなくの平成14年では、親族が成年後見人等に選任された割合が84%、親族以外の第三者（司法書士、弁護士等）が成年後見人等に選任された割合が16%だったが、選任割合の比率は年々変わり、平成24年には親族が48.5%、第三者が51.5%と逆転しました。ちなみに、平成28年では、親族が28.1%、第三者が71.9%になっています。

- Q10** 成年後見人等の辞任について正しいのはどれ？
正解 ①辞任には正当な理由と家庭裁判所の許可が必要

【解説】 成年後見人等は、正当な理由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞任することができますと定められています。なお、辞任した成年後見人等は、遅滞なく新たな成年後見人等の選任を求める申立てを家庭裁判所にしなければなりません。

- Q1** 成年後見人等であることを証明するための「登記事項証明書」が必要な場合、どこに請求すればいい？
正解 ②最寄りの法務局

【解説】 禁治産・準禁治産制度の時代には、本人の戸籍上にその旨が記載されていたので、市区町村役場が請求先でした。しかし、成年後見登記制度の創設に伴い、平成17年1月から、最寄りの法務局（全国の法務局又は地方法務局の本局戸籍課）が「登記事項証明書」の請求先となりました。

※郵送は東京のみ

- Q3** 成年後見人等を誰にするか決めることができるのは誰？
正解 ③家庭裁判所

【解説】 申立人が「候補者」を決めて申立をすることはできますが、成年後見人等には、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任する。候補者が適任だと判断されれば、そのまま選任することもありますし、財産の内容が複雑・高額な場合や親族間に争いがある場合などは、司法書士や弁護士などの専門職が選任することもあります。

- Q2** 後見等開始の審判の申立てに基づき、成年後見人等となった場合に裁判所から送付される書類は？
正解 ①審判書原本

【解説】 申立てをした後、家庭裁判所で調査・審理が行われた結果、後見等を開始するか、成年後見人等を誰にするかを裁判官が決定します。審判書にはその内容が書かれており、成年後見人等に特別送達という方法で送付されます。

- Q4** 成年後見人等の職務が終了する場合として正しいのはどれ？
正解 ②成年被後見人等または成年後見人等が死亡したとき

【解説】 成年後見人等の任務が終了する場合としては、成年後見制度の利用そのものが必要となくなつて終了する場合と、成年後見制度の利用は終了しないが、成年後見人等の交代が生じて任務が終了する場合があります。前者は、本人が死亡した場合や、成年後見等開始の審判が取り消され、能力が回復して成年後見等審判が取り消されたときなどであり、後者は、成年後見人等が死亡、辞任・解任、欠格事由に該当したときなどです。

リーガルサポートの
委員会を
紹介します!

業務審査委員会

専務理事 西川 浩之

業務審査委員会は、リーガルサポート(LS)が行う事業の適正な遂行の確保を目的として置かれている特別の委員会であり、司法書士正会員3名及び学識経験者7名の委員をもって組織されています。業務審査委員会が行う事務は、①LSの受任事件(法人後見・法人後見監督事件)の処理方法等の妥当性等につき意見を述べること、②会員の受任事件遂行に関する適正な処理方法等につき意見を述べること、③後見人候補者

名簿及び後見監督人候補者名簿に登載する会員を推薦すること、④上記各名簿からの候補者の削除に関し意見を述べること、並びに⑤その他理事會から委嘱された事務とされています(定款47条)。

業務審査委員会が外部の委員が中心となって機能することが、LSの活動の公益性の担保のひとつの手段となっており、現在、業務審査委員会の外部委員(学識経験者7名)には、法律又は福祉の研究者(学者・大学教員)や法律実務家(弁護士・元裁判官・公証人等)に就任していただいています。

編集後記

昨今の成年後見制度は、代行決定支援型から意思決定支援型(本人の意思を最大限尊重し、後見人の代理・代行決定を最小限に留める)へと徐々にシフトしようとしています。しかしながら、実際の後見業務の現場では、本人の意思と後見人の意向(代理・代行決定)が衝突する場面が多々あります。

例えば、「本人は自宅で最期を迎えたいけれど、本人の状態を考えると在宅での生活は難しいから施設入所を検討しなければならない」、「ある物の購入、寄付等が本人にとってとても大切なことなのは理解できるが、今後の生活を考えると控えてもらわなければならない」など、本人の生活、安全を優先すると、どうしても本人の意向に沿うことはできません。

そもそも、「これで良いですか?」と聞いて、その答えが「はい」であっても、「いいえ」であっても、それが本心かは分かりません。きっと、周りに気兼ねをし、遠慮をして本心を隠してしまう方もいれば、一時的な感情によって、何に対しても首を横に振ってしまう方もいます。

本人のすべての意向を実現することは不可能かもしれませんが、そのできる限りの実現に向けて支援をするためには、第一歩として、まずその本心を明かしてもらうことから始まります。本人にとって、そもそも成年後見制度、後見人、司法書士という存在が身近ではないことを理解したうえで、少しでも身近に感じてもらえる人間になりたいと思う今日この頃です。

(り)

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

HP マークのある支部にはホームページがあります

各支部名で検索!
リーガルサポート ○○支部

検索

- 札幌支部 011-280-7078 HP
- 函館支部 0138-27-2345 HP
- 旭川支部 0166-51-9058
- 釧路支部 0154-41-8332
- 宮城支部 022-263-6786
- ふくしま支部 024-533-7234
- 山形支部 023-623-3322
- 岩手支部 019-653-6101
- 秋田支部 018-824-0055
- 青森支部 017-775-1205
- 東京支部 03-3353-8191 HP
- 神奈川支部 045-640-4345 HP
- 埼玉支部 048-845-8551 HP
- 千葉県支部 043-301-7831
- 茨城支部 029-302-3166 HP
- とちぎ支部 028-632-9420
- 群馬支部 027-224-7771 HP
- 静岡支部 054-289-3999
- 山梨支部 055-254-8030 HP
- ながの支部 026-232-7492 HP
- 新潟支部 025-244-5141
- 愛知支部 052-683-6696 HP
- 三重支部 059-213-4666
- 岐阜支部 058-259-7118
- 福井支部 0776-30-0016
- 石川県支部 076-291-7070
- 富山支部 076-431-9332
- 大阪支部 06-4790-5643 HP
- 京都支部 075-255-2578 HP
- 兵庫支部 078-341-8686 HP
- 奈良支部 0742-22-6707 HP
- 滋賀支部 077-525-1093
- 和歌山支部 073-422-0568
- 広島支部 082-511-0230
- 山口支部 083-924-5220 HP
- 岡山支部 086-226-0470 HP
- 鳥取支部 0857-24-7013 HP
- しまね支部 0854-22-1026
- 香川県支部 087-821-5701 HP
- 徳島支部 088-622-1865 HP
- 高知支部 088-825-3141
- えひめ支部 089-941-8065
- 福岡支部 092-738-1666 HP
- 佐賀支部 0952-29-0626
- 長崎支部 095-823-4710
- 大分支部 097-532-7579
- 熊本支部 096-364-2889 HP
- 鹿児島支部 099-251-5822
- 宮崎支部 0985-28-8599
- 沖縄支部 098-867-3526

本部(東京) 03-3359-0541

編集・発行

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館5階
TEL 03-3359-0541 <http://www.legal-support.or.jp>

リーガルサポート

検索

